

(3) バリアフリー改修工事の内容

次のいずれかに該当する工事であること。

- ①介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- ②階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- ③浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - i) 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ii) 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - iii) 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - iv) 高齢者等の身体洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- ④便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - i) 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ii) 便器を座便式のものに取り替える工事
 - iii) 座便式の便器の座高を高くする工事
- ⑤便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- ⑥便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
- ⑦出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - i) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ii) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - iii) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

Q²

父親が住んでいる住宅について、その住宅に同居していない息子がローンを借りてバリアフリー改修工事を行った場合、本税制の適用を受けられますか。

A

1. 所得税額の減税措置の適用対象となる住宅は、バリアフリー改修工事を行った者が自ら所有しかつ居住するものに限られています。
2. このため、このような場合は本税制の適用を受けられません。

Q³

マンション、共同住宅や長屋建住宅についても対象になりますか。

A

1. マンション、共同住宅や長屋建住宅でも、Q 1 の①～⑤のいずれかに該当する者が所有しかつ居住する場合は対象になります。
2. ただし、マンション、共同住宅や長屋建住宅の共有部分については、居住の用に供する部分ではないため対象になりません。

Q⁴

賃貸住宅についても対象になりますか。

A

1. 本税制の適用対象となる住宅は、バリアフリー改修工事を行った者が自ら所有しかつ居住するものに限られています。

5 増改築等工事証明書の発行主体

Q16

増改築等工事証明書は誰が発行するのですか。

A

増改築等工事証明書を発行できるのは、以下に掲げる者です。

発行主体	備 考
建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）に基づき登録された建築士事務所に属する者に限られます。 また、申請住宅が建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限られます。
指定確認検査機関	建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき指定された指定確認検査機関です。
登録住宅性能評価機関	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づき登録された登録住宅性能評価機関です。

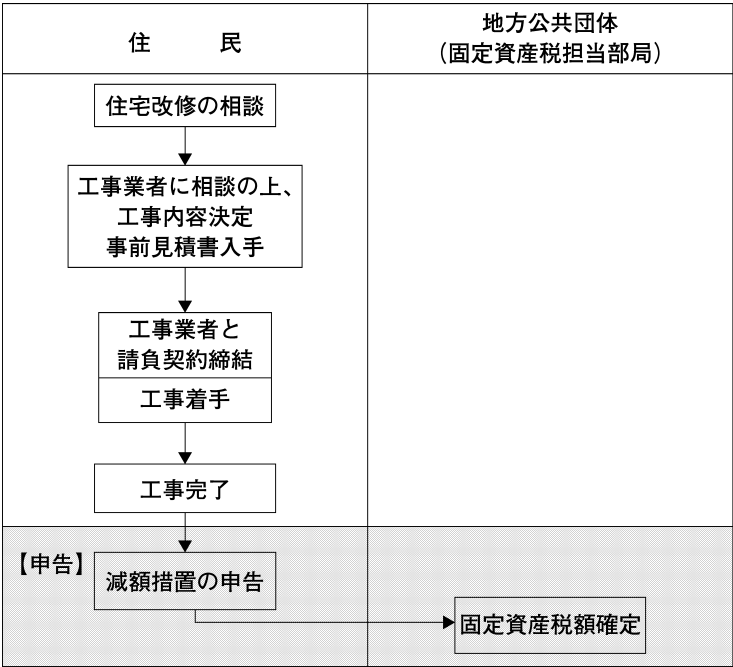
Q17

建築士の資格を有している者であれば、誰でも増改築等工事証明書の発行ができますか。

A

建築士が増改築等工事証明書を発行する場合は、建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する者に限られます。

図7 バリアフリー改修促進税制（固定資産税）の適用を受けるための手続きフロー
（補助金の交付、住宅改修費の支給を受けない場合）



Q₄₃

本税制の適用を受けるべき旨の申告は、誰が行うことが必要ですか。

A

- 1. 本税制の適用を受けるべき旨の申告は、固定資産税の納税義務者（住宅の所有者）が行うことが必要です。
- 2. このため、Q30のような、息子が父親の住宅についてバリアフリー改修工事を行った場合においても、父親が申告することが必要となります。
- 3. なお、申請に当たっての詳細な手続きについては市町村ごとに異なります。

の取替えに伴って行う給排水設備の移設、玄関の内側の階段の勾配の緩和や段差解消と併せて行う玄関の外側の手すりの取付けやスロープの設置など、本体工事と一体のものとしてバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事で、本体工事と同時に行われるもの（ただし、昇降機の設置その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要ではないものを除く。）を特定増改築等工事の一体工事として取り扱うものとする。

(1) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね750mm以上（浴室の出入口にあってはおおむね600mm以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。

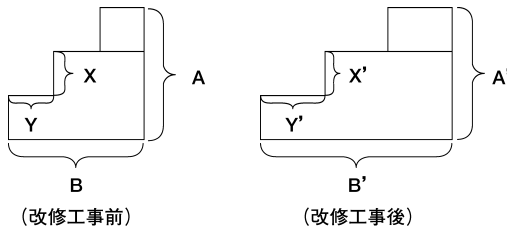
(2) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

以下のような方法により、従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事をいい、階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。

① 改修工事前後の立面断面図で比較する場合

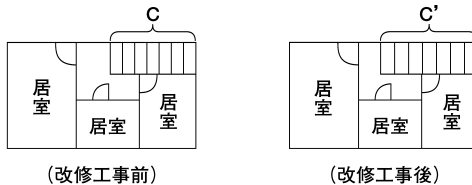
$$X/Y > X'/Y' \quad \text{又は} \quad A/B > A'/B'$$

（注） X, X' ：けあげの寸法、 Y, Y' ：踏面の寸法
 A, A' ：階段の高さ、 B, B' ：階段の長さ



② 改修工事前後の平面図で比較する場合

$$C < C'$$



(3) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

第 7 章

バリアフリー改修のための支援制度

地域住宅交付金

1 目 的

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援制度。

2 概 要

地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金。

(1) 交付対象

地方公共団体、地域住宅協議会

(2) 交付期間

計画に定める期間

(3) 交付対象事業

○基幹事業

- ・公営住宅整備事業等（公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、公営住宅ストックの改善）
- ・住宅地区改良事業等
- ・市街地再開発事業・優良建築物等整備事業
- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
- ・住宅市街地基盤整備事業 など

○提案事業

地方公共団体独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業等

(例) ・民間住宅の耐震改修・建替え、バリアフリー改修

- ・公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備
- ・住宅相談・住情報提供

(4) 交付金の額

交付金算定対象事業費の概ね45%